

**台湾でのインバウンド誘客促進商談会に係る業務  
要項**

**1 委託業務**

台湾（台中・高雄）で開催する商談会に参加する台湾旅行会社の募集、及び商談会、意見交換会の実施・運営

**2 委託業務の内容**

別紙「台湾でのインバウンド誘客促進商談会に係る業務仕様書」（以下「仕様書」という）の通り。

**3 応募資格**

本募集へ応募できる者は次の要件を全て満たす者とする。

- （１） 本業務を通じて、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- （２） 契約に係る書類は全て日本語にて作成すること。
- （３） 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- （４） 現に兵庫県から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （５） 応募日において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- （６） 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- （７） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （８） 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- （９） 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- （１０） 受託者が委託者に対し、委託金の支払いを外貨で求める場合、日本円から当該外貨への換算は、送金日における三井住友銀行の公表相場（TTS レート）を基準とする。また、送金に要する諸手数料は受託者の負担とし、受託者は手数料相当額を差し引いた金額で請求書を作成しなければならない。
- （１１） 日本国内に事業所を有しない法人の場合は、自国での法人登録証明書及び事業許可証を提出すること。また、（３）（５）（６）（７）及び（８）の項目に掲げる要件については、自国の法令等に基づく同等の要件を満たしていること。なお、必要に応じて自国の関係機関が発行する証明書類等の提出を求める場合がある。
- （１２） 提出する書類が外国語で表記されている場合は、本事業に参加する者の責任におい

て作成した日本語訳を必ず添付し、解釈に相違が生じた場合は日本語訳を正本として取り扱うものとする。

#### 4 応募手続き等

##### (1) 応募書類の提出先

本募集へ応募するものは企画提案書などをひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）へ提出すること。

##### (2) 受付期間

令和8年8月7日（金）～8月21日（金）午後5時必着（日本時間）

##### (3) 提出方法

郵送又は持参による

- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。
- ・提出期限までに郵送又は持参での提出が難しい場合は、提出期限までに電子メールにて必要書類を提出の上、原本は8月25日（火）午後5時（日本時間）までに郵送又は持参にて提出のこと。

##### (4) 提出書類の内容

ア 企画提案書（任意様式） 5部（正本1部 副本4部。表紙には社名を記入し、担当部門及び責任者を明示すること。正本は、袋綴じをし、代表者印を押印すること。代表者による署名をもって代表社印の代わりとすることができる。）次の項目について、具体的な内容を記載すること（図や写真等の挿入可）。

- ・ 商談会及び意見交換会を効果的かつ円滑に進めるための実施体制
- ・ 責任者、運営スタッフの実績
- ・ 広報、集客、参加申込の受付方法

イ 貴社の概要及び類似する業務実績が分かるもの（任意様式） 5部

- ・ 会社概要
- ・ 過去3年以内の類似する業務実績の分かるもの（日程、事業名称、参加者数等）

ウ 見積書（任意様式） 5部

エ 暴力団の排除に関する誓約書（指定様式） 1部

#### 5 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

##### (1) 質問・問い合わせの方法

質問票（任意様式。ただし、電子メール件名には「台湾商談会実施業務」と明記すること）を電子メールにて観光本部へ送付すること。なお、口頭及び電話での質問

は受け付けないものとする。

(2) 質問・問い合わせの受付期間

令和8年8月14日（金） 午後5時（日本時間）までとする。

(3) 質問・問い合わせへの回答

すべての質問及び回答については、電子メールにて回答する。なお、すべての質問と回答の内容をすべての応募者に対して電子メールにて通知する。

## 6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

7,000,000円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

(4) 委託金の支払条件

業務完了報告書を受領し、本業務を問題なく実施したことを確認した上で支払うものとする。

(5) 契約保証金

契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合、及び過去2年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他理事長が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(6) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者はその地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、この限りでない。

## 7 受託候補者の決定等

(1) 審査方法

受託者の選定は、観光本部が行う。提出書類に基づき、本事業をより適切に遂行す

る能力等を審査し、順位の最も高い1者を受託候補者として選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

- ア 本事業の主旨を踏まえ、十分に運営できるか。
- イ 円滑に事業を推進できる体制が確保できるか。
- ウ 目標としている数の参加者を確保できるか。
- エ 見積もり経費は妥当か。
- オ 過去の類似事業の取り扱い実績・経験が豊富にあるか。

(3) 受託候補者の決定

選定を実施し、最も点数が高いものを受託候補者とし、2番目に高かったものを次点として選出する。なお、受託候補者との契約に至らなかった場合は、次点のものを受託候補者に繰り上げて選出する。

(4) 提出書類が無効になる場合

企画提案書等において、虚偽の内容が記載されていることが明らかになった場合は当該企画提案書等を無効とする場合がある。

(5) 審査結果通知

審査の結果については書面によりすべての応募者に通知する。

## 8 企画提案書提出後のスケジュール

8月下旬 : 審査実施、審査結果通知

9月上旬 : 契約締結、事業開始

## 9 業務委託の契約

次の通り業務委託の契約手続きを行う。

- (1) 受託候補者に選定された者と委託金額限度額の範囲内で交渉し、協議の上、契約する。
- (2) 契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。
- (3) 契約内容は、仕様書及び受託候補者の提案書の内容を基本とするが、審査会で協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

## 10 その他

- (1) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない
- (2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

- (3) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (5) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意の上、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もりをした金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。なお、日本国外に事業所を構える者にあつては、日本の消費税及び地方消費税の加算は要しない。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適當と認められるとき。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること（この場合、次順位の者と契約を締結する）。

## 11 問い合わせ先

公益社団法人ひょうご観光本部 販売促進課 担当：杉田、藤本

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階

電話：078-361-7661 FAX：078-361-7662

電子メール：sugita@hyogo-tourism.jp

fujimoto-s@hyogo-tourism.jp

※電子メールを送付する際は上記 2 つのアドレスへ送付すること。